

5—2 経営改善サポート資金（再生支援強化型）

(1) 貸付対象者

次のア～シのいずれかの計画等に従い、事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（20250120 中庁第12号）に定める事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画
- エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- シ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億5,000万円 ※通常型と再生支援強化型との合計で2億8,000万円
貸付利率	年1.7%
貸付期間 ※1	設備資金・運転資金（借換を含む） いずれも 15年以内（うち据置3年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

※2 本制度において、次の①及び②を満たす場合に経営者保証を免除する。

①令和2年1月29日時点における直近の決算書から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 前記(1)貸付対象者 ア～シのいずれかの計画書等の写し ③ 債権者の合意書の写し（書面で合意がなされている場合に限る） ④ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ⑤ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑥ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑦ 金融機関、保証協会等、県が必要とする書類
イ 前記(2)貸付条件※2の経営者保証免除対応を適用する場合
⑧ 経営者保証免除対応確認書
ウ 設備資金の場合
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑪ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図
エ 提出部数
3部（なお、④、⑤は県あて1部。⑦は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（3）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業再生計画実施関連保証（事業改善・再生支援強化型）を利用する者であること（国の全国統一保証制度の対象）

イ 貸付対象者

事業譲渡や会社分割を含む事業再生計画に従って設立する法人については、県内における営業期間が1年未満の者であっても貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施に必要な資金であること。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(7) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。

(イ) 原則として同一金融機関での借換であること。

(ロ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。

(ハ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

(ニ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号（セーフティネット保証第5号）に該当する者に限る。）であって、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、この限りではない。

オ その他

(7) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画には次の a～c 全ての内容を満たす又は含むこと。

a 債権者間の合意がとれているもの

b 現況・課題と課題を踏まえた改善策

c 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(イ) 前記(1)貸付対象者 ア～シに定める事業再生の計画の実施期間は、計画を策定した日の属する年度の翌事業年度から3事業年度を最短とする。

(ロ) 中小企業者等は、四半期に一度、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告するものであること。

(ハ) 事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者等に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものであること。

(ニ) 取扱金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告するものであること。

(ホ) 取扱金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が前記(1)貸付対象者 ア～シに定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものであること。

(ヘ) 貸付期間が同一のものに限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする。（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること。）